

# 生活困窮者自立支援事業の位置付け

## 第1のネット

社会保険制度 労働保険制度  
年金制度・医療保険・介護保険・雇用保険

## 第2のネット

### 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)

生活保護に該当しない程度の収入があるが、  
複合的な生活課題を抱える方などに対し、相談支援を実施

## 第3のネット

### 生活保護制度

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立に向けた支援を実施

第2のセーフティネット  
といわれる制度です。

浦安市内に住んでいて、  
生活に不安がある方、  
どなたでも  
相談できます!

# 浦安市 総合相談 窓口

生活に不安や困りごとが  
ある方の相談窓口です

## 一人で悩まず、総合相談窓口への相談から始めてみませんか。

「生活に不安や困りごとがある」状態は、病気やケガと同じように、いつ誰の身に起きても不思議なことではありません。病気やケガをした時に医師や病院にかかるのと同じように、生活に不安や困りごとがあるときには専門機関で相談することが大切です。

お気軽にご相談下さい

### 浦安市総合相談窓口(自立相談支援機関)

浦安市役所3階(浦安市猫実1-1-1)

TEL 047-712-6856(直通)

メール [urayasu-jiritsu@outlook.com](mailto:urayasu-jiritsu@outlook.com)

浦安市総合相談窓口は、浦安市が合同会社JOYに委託して実施しています。



#### 家計のこと

借金や滞納があって家計が苦しい。

#### 学習のこと

家庭での学習環境が整っていない。

#### 就労のこと

失業してから、仕事が見つからない。

#### 家庭のこと

ひきこもり期間が長引いている。

相談  
無料

秘密  
厳守

浦安市役所3階

TEL 047-712-6856[直通]



# 総合相談窓口とは？

仕事、家計、家族、将来のことなど、生活に関するさまざまな困りごとに一緒に向き合い、ひとつひとつ整理し、あなたとともに解決の方法を考えます。  
関係部署の既存制度や市役所外のサービスなど、相談者が活用できる社会資源もご案内します。

本人の状況に応じて次のような支援を行います

- STEP 1 専門の相談員がお話をうかがいます
- STEP 2 生活の状況と課題を整理します
- STEP 3 自立にむけた支援プランを一緒に作ります
- STEP 4 プランに基づき、継続的に支援します

## どのような人が相談できるの？

浦安市内に住んでいて、生活に不安や困りごとがある方やその家族、まわりの方などどなたでも相談できます。



### 生活上の課題例

- 失業して家賃が払えなくなった
- すぐに仕事に就くのは不安がある
- 税金や家賃の滞納を解消したい
- ひきこもり状態の家族が心配だ
- 家庭での学習環境が整っていない
- 求職活動のしかたがわからない
- 求職活動がうまくいかない
- 子どもの教育資金が不足する
- 就職するまでの生活資金がない

### 総合相談窓口の支援

- 住居確保給付金の相談・受付
- 就労準備支援事業のご案内
- 家計改善支援事業
- ひきこもり相談事業のご案内
- 学習・生活支援事業の受付・ご案内
- 相談員による就労支援
- 他制度・関連機関の活用  
ハローワーク、社会福祉協議会、  
法テラス、NPO法人等

# 生活困窮者 自立支援事業のうち 総合相談窓口が行っているご案内の内容

住居確保  
給付金の  
相談・受付

離職等により経済的に困窮している方に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給して、常用就職に向けた求職活動を支援します。

**対象** 離職・廃業後2年以内、又は収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、本人の就労の状況が離職・廃業の場合と同程度の状況にある方

**支給期間** 3か月(一定の条件により延長可能) ※その他要件・審査あり ※1

---

就労準備  
支援事業の  
ご案内

「生活リズムが乱れている」「働いた経験が少ない」「人とうまく話せない」などすぐ働くには不安があるという方に定期的な集団活動の機会を提供し、支援員が伴走しながら就労に向けた準備をお手伝いします。

**活動日** 週2回(火・木曜日)各3時間

**活動内容** 火曜日:各種講座(日常生活・社会生活・就労生活)  
木曜日:ボランティア活動、軽作業、職場見学・体験等

**利用期間** 1年以内 ※その他要件あり

---

家計改善  
支援事業

家計の収支の現状を把握したうえで改善方法を一緒に考え、相談者が計画的に家計管理していくことができるよう支援します。

- 家計表やキャッシュフロー表の作成による家計の「見える化」
- 弁護士と連携した債務整理の支援
- 税金の分納相談への同行支援
- 貸付についてのご相談と情報提供

※2

---

ひきこもり  
相談事業の  
ご案内

おおむね16歳以上のひきこもり状態にある方とご家族を対象に、相談員が電話、来所、訪問、メールでご相談をお受けしています。毎週金曜日は居場所も開設しています。詳しくは下記までお問合せください。

**相談日** 水・土曜日 9:00～17:00

**居場所** 金曜日 10:00～16:00 ※第三金曜日午前はご家族限定。

**問合せ** TEL 047-318-9500 (月～土9:00～17:00)  
メール como.soudan@chiraku.com

---

学習・生活  
支援事業の  
受付・ご案内

生活に困っている家庭のお子さん(小4～高3)に自習の場を提供し、社会人や大学生のスタッフが個別に学習をサポートします。

**日時** 水・金曜日  
小学生の部 16:30～18:30  
中高生の部 17:30～20:30

**会場** 浦安市内で開催します ※詳細は、参加決定した方にお知らせします。

**費用** 無料

※1、※2 生活保護受給中の方は対象外となります。